

静岡県ふるさと納税制度支援業務委託企画提案競技実施要領

1 業務の名称

令和8年度静岡県ふるさと納税制度支援業務委託事業

2 目的

この要領は、静岡県ふるさと納税制度支援業務委託事業を実施するに当たり、企画提案参加方法及び選定方法について必要な事項を定める。

3 業務内容

別紙「静岡県ふるさと納税制度支援業務委託仕様書」のとおり

4 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

5 委託料の上限

寄附額の6%（消費税及び地方消費税を含まない。）とする。委託期間内における寄附額は、169,680千円と想定する。委託料の上限には、返礼品の提供事業者に支払う経費（返礼品代金、配送料）が含まれていないことに留意すること。

※ 上記想定寄附額には、ふるさとチョイスガバメントクラウドファンディングに係る寄附は含まれない。

※ 寄附件数の著しい増加等により、寄附額が想定額を超えた場合、予算の範囲内で委託料を増額する場合がある。

※ 契約締結日から本業務に係るふるさと納税の受付開始時までは、引継ぎ及びシステム等の準備期間とし、その間に発生する費用等は全て契約の相手方の負担とする。

6 参加資格要件

この企画提案競技に参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

(2) 次のアからキのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

- (3) 法人格を有し、日本国内に本社を有する者であること。
- (4) 静岡県の一般業務委託競争入札参加資格において、「広告代理」及び「総務事務」の営業種目について競争入札参加資格を有する者又は新たに競争入札参加資格審査を受けて参加資格を認められた者であること。
- (5) 静岡県から競争入札の参加資格停止を受けていない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生開始の申立て及び破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (7) 静岡県税の未納がないこと。消費税及び地方消費税課税事業者にあっては、消費税及び地方消費税の未納がないこと。
- (8) 仕様書で定める業務内容について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び県の指示に柔軟に対応できること。

7 日程（予定）

公募開始	令和8年2月6日（金）	
参加表明期限	令和8年2月20日（金）	午後5時
質問書受付期限	令和8年2月25日（水）	午後5時
参加資格の有無通知		令和8年2月27日（金）
企画提案書提出期限	令和8年3月11日（水）	午後5時
審査結果の通知	令和8年3月18日（水）	
契約締結	令和8年4月1日（水）	

・募集要領（実施要領）等の配布

静岡県公式ホームページからダウンロードすること。

<https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/zei/index.html>

8 提出書類等

(1) 提出書類及び部数

- ア 参加表明書（様式第1号） : 1部
- イ 事業者概要書（様式第2号） : 1部
- ウ 企画提案書（様式第3号） : 1部
- エ 企画提案説明書（様式任意） : 6部

静岡県ふるさと納税制度支援業務委託企画提案書作成要領で示す内容を記載すること。ページ数は、A4版縦20ページ以内（表紙及び目次を除く。）とする。また、各ページ右上に事業者名を記載すること。

- オ 見積書（様式第4号） : 1部

(2) 提出期限

- ア 参加表明書及び事業者概要書：令和8年2月20日（金）午後5時

- イ 企画提案書、企画提案説明書及び見積書 : 令和8年3月11日（水）午後5時

(3) 提出方法

持参又は郵送による。

- ア 郵送の場合は、配達証明付きの書留郵便に限るものとし、提出期限必着とする。

- イ 持参する場合は、土曜日、日曜日及び国民の休日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く午前8時30分から午後5時までに税務課企画管理班へ提出すること。

9 質問及び回答

(1) 受付期間

令和8年2月6日（金）から令和8年2月20日（金）午後5時まで

(2) 受付方法

質問書（様式5号）に質問事項を記載し、電子メール（アドレスは13に記載）で提出するものとし、電子メール以外の質問は受け付けない。

また、電子メールを送信した後に、税務課企画管理班まで送信した旨の電話をすること。

なお、質問は、参加表明書、提案書等の記載方法、仕様書の内容等に関するものに限り受け付ける。

(3) 回答

質問及び回答は参加申込事業者全員に電子メールにて行う。ただし、質問及び回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接に係るものについては、質問者に対してのみ回答する。

10 審査

(1) 審査方法

審査員は、応募者から提出された企画提案書を別紙「評価基準書」に基づき、審査員ごとに採点する。

各審査員の点数を合計し、合計点が最も高かった者を随意契約による契約候補者とする。なお、合計点が同点の場合は、審査員による代理くじ引きにより契約候補者を選定する。

(2) 審査基準

最優秀提案者の選定に当たっては、別紙「評価基準書」に基づいて、総合的に審査・評価し選定する。

(3) 審査結果の通知

審査結果は、全ての提案者に書面で通知する。

審査結果についての異議申立ては認めない。

(4) その他

審査方法等について疑義が生じた場合は、必要に応じて審査員が協議して定めるものとする。

11 失格事項

(1) 提出書類に虚偽の記載があった場合。

(2) 本要領に違反した場合。

(3) 公正を欠いた行為があったとして県が認めた場合。

(4) 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合。

(5) 提出書類に不備、錯誤があり、県が再提出を指示したにもかかわらず、期限内に提出されなかった場合。

(6) 公募開始の日から契約締結日までに参加資格要件を欠く事態が生じた場合。

12 留意事項

(1) 本企画提案競技に係る契約については、令和8年度当初予算の成立を条件とするものであり、予算が成立しなかった場合、契約は行わない。

(2) 本企画提案競技に係る一切の費用は参加者の負担とする。

- (3) 提出後の提出書類の差し替え、修正、追加等は認めない。ただし、県から要請のあったものはこの限りではない。
- (4) 提出された書類等は返却しない。
- (5) 提出された提案書等は、必要な範囲において複製を作成することがある。
- (6) 提出された提案書等は、静岡県情報公開条例に基づき、公開することがある。
- (7) 本企画提案競技は優先交渉権者の特定を目的に実施するものであり、契約内容においては必ずしも提案内容に沿うものではない。
- (8) 10により契約候補者として選定された者が提出した見積書により契約を締結する。契約に当たっては、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、契約保証金の免除について規定する静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第55条第2項各号に該当する場合は、これを免除する。
- (9) 県と公契約を締結するに当たり、労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を提出すること。
- (10) 本要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

13 問い合わせ先、提出先

静岡県財務部税務課企画管理班

〒420-8601

静岡県静岡市葵区追手町9-6

TEL 054-221-2974 Fax 054-221-3361

電子メール furusato@pref.shizuoka.lg.jp